

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。

二 内容

指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人市民シアター・エフ（深谷市）

三 施行期日

公布の日